

(資料 3)

食品の表示制度に関する懇談会
中間取りまとめ骨子（案）

目 次

| | |
|-------------------------------|------|
| 1 はじめに | .. 1 |
| 2 表示の目的 | .. 1 |
| 3 表示項目の見直し | .. 1 |
| (1) 義務表示と任意表示 | |
| (2) 用語、定義の統一化 | |
| (3) その他 | |
| 4 表示違反の監視、是正のための措置 | .. 2 |
| (1) 監視体制のあり方 | |
| (2) 是正措置 | |
| (3) 企業の自主的な取組み | |
| 5 情報提供 | .. 3 |
| (1) 行政による消費者への情報提供、企業への周知徹底 | |
| (2) 相談窓口の一本化 | |
| 6 法律・組織の見直し | .. 3 |
| 7 おわりに | .. 4 |

1 はじめに

- ・ 偽装表示の発覚による消費者の食品の安全や品質に対する信頼の崩壊
- ・ BSE 調査検討委員会報告で食品表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直すことが求められている
- ・ 各省間に十分な連携がないまま、それぞれで表示制度を実施しているので消費者、事業者双方にわかりにくいのが現状
- ・ 懇談会で食品の表示制度を一元的に検討

2 表示の目的

- ・ 前提は消費者にわかりやすいこと
- ・ 目的は 事故・危害の防止に役立つこと、商品の選択に役立つこと、正確で誤認を生じさせないこと
- ・ 消費者から見た商品の安全と品質については、法制定時と比較して相当オーバーラップしてきており、一体として考えるべきとの考え方もあるが、監視体制や是正措置を考えると引き続き区分することが適當

3 表示項目の見直し

- ・ 表示項目の検討に当たっては、義務表示と任意表示に分けて考えることが適當
- ・ ア) 消費者が必要な表示、イ) 消費者にとってわかりやすい表示、ウ) 事業者が正確に情報提供できる表示、という視点に立つことが重要

(1) 義務表示と任意表示

義務表示

- ・ 表示項目については、情報提供量の増加と情報選択のバランスを踏まえることが重要であり、真に必要なものに限定すべきであることから、義務表示の対象は、ア) 食品の安全に関するもの及びイ) 多くの消費者にとって商品選択の上で特に重要なものに限定すべき

(義務表示項目については、別紙 1 参照)

- ・ 添加物表示については、
ア) 表示スペースが限られていても、物質名を詳細に表示すべき
との意見があった一方、
イ) 限られた表示スペースの中、物質名についてはラベル表示以外の情報提供手段を活用してもよいのではないか
という議論

- ・ ア) 加工食品の原料原産地表示、イ) 表示対象者（外食・中食等）ウ) 直売所等対面販売における表示のあり方についても問題提起
　　任意表示
 - ・ 任意表示はア) 特定の項目を記載する場合には、併せてその表示方法が義務付けられるものとイ) 表示方法も含めて全くの任意であるものに分けて考えることが必要
 - ・ ア) については、適切な項目設定により義務表示同様の表示効果を得られる場合があることから、義務表示項目の見直しと併せてその活用を検討すべき
 - ・ イ) については、景表法による公正競争規約の策定等を検討
- (2) 用語、定義の統一化
- ・ 賞味期限及び品質保持期限については、関係省庁で速やかに用語の統一を図る
 - ・ また、消費期限についても、関係省庁で速やかに定義を統一
 - ・ その他の事項についても、表示を行う事業者、表示を見る消費者の分かりやすさを考え、速やかに整合のための検討に着手
- (3) その他
- ・ 特定の消費者のニーズに応えるため、表示ラベルの面積等を踏まえ、バーコードの活用等新たな表示方法の活用を検討する必要
 - ・ その場合、商品購入の段階に必要な項目、家庭で食べる段階で必要な項目、に配慮する必要
 - ・ 表示の信頼性を向上させるため、任意の手段として、第三者による認証制度やトレーサビリティーについて検討

4 表示違反の監視、是正のための措置

(1) 監視体制のあり方

- ・ 昨今の多くの偽装表示事件により、消費者の表示に対する信頼は失墜しており、監視体制の充実が必要
- ・ ただし、行政で監視できる範囲には限界があること、また、行政機構の肥大を招かないため既存の監視体制の有効活用を図ることが重要
- ・ 行政のみでなく、消費者の目をいかすこと必要

(2) 是正措置

- ・ 監視体制を補い、事業者による表示違反行為の抑止力とするため、厳しい是正措置が重要
- ・ 行政は違反を把握した場合には、速やかに公表することが必要。ただし、企業に与えるダメージはきわめて大きいことから、公表の考え方、基準を明確にしておくことが必要

(3) 企業の自主的な取組み

- ・ 行動規範があっても必ずしもそれが遵守されないことが少なくないことから、これまでの反省を踏まえ、例えば 消費者の意見の反映等、可能な限り透明性を高める形での行動規範の見直し、外部の目を入れたチェック機能等の社内体制の整備、普及・啓発等、行動規範を実質的に遵守するための業界団体等での取組み（例えば、公正競争規約の策定等）が必要

5 情報提供等

(1) 行政による消費者への情報提供、企業への周知徹底

- ・ 消費者や事業者に対して、具体的な事例を豊富に盛り込んだ Q&A の作成、説明会の開催等を積極的に行うことが必要
- ・ Q&A 等のパンフレットの有効活用のため、各省の通常のルートのみでなく、消費者が接しやすい様々なルートを活用すべき
- ・ 情報提供に当たっては、双方向のコミュニケーションが重要であり、一方的なものにならないよう留意する必要

(2) 相談窓口等の一本化

- ・ 消費者及び事業者の質問等の利便を図るため、相談窓口の一本化を関係省庁で速やかに検討

6 法律・組織の見直し

- ・ 法制定以来、各省庁間に十分な連携がないままそれぞれの表示制度を実施してきたことが問題
- ・ 今回の取りまとめに盛り込まれた事項が実施され、重複項目や用語・定義の整理等が図られるとともに、情報提供の充実や相談窓口の一元化等が実現すれば表示制度は大きく改善されるが、将来にわたってそうした措置が継続的に推進されることが必要
- ・ その際、ア) 食品の表示に関する法律を一元化し、その実施を現在の所管省庁に委ねるのではなく、一つの行政庁において所管すべきとの提案や、イ) 法律の大枠を一元化し、監視を各省に委ねる等の提案
- ・ 一方、法律の一元化については、監視体制や是正措置、更には組織の在り方とも関係し、また、一元化に伴うデメリットも十分吟味することが必要
- ・ 他方、食品の安全確保については、現在内閣官房において食品安全基本法（仮称）制定のための検討が行われており、この基本法の中でも表示について取り上げられる可能性

（一元化の考え方については、別紙 2 参照）

7 おわりに

- ・本懇談会で取り上げた事項は広範囲なものであり、速やかに対応できる項目から複雑な調整を要する項目まで存在
- ・品質保持期限及び賞味期限の用語の統一等速やかに対応できるものは、関係省庁で速やかに対応
- ・中央組織だけでなく、地方・現場での連携が重要。
- ・この取りまとめに盛り込まれた事項は、消費者にはもちろん製造者等にも大きな影響を与える事項が多いので、引き続き関係者の意見を幅広く聴取しながら行政として検討を進めが必要

義務表示項目について

現行の主な義務表示項目は以下のとおりであるが、これらは、

ア) 食品の安全に関するもの イ) 多くの消費者にとって商品選択の上で特に重要なものに限定するという観点から、どのように考えるべきか。

(主な義務表示項目(順不同))

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 添加物
- (4) 原産地又は原産国()
- (5) 内容量
- (6) 消費期限
- (7) 賞味期限又は品質保持期限
- (8) 保存方法
- (9) 製造者等の氏名又は名称及び所在地
- (10) 遺伝子組換えである旨
- (11) アレルギー物質を含む旨

生鮮食品の原産地表示については、主に以下のような議論があった。

ア) 理化学的検証が十分できないにもかかわらず、義務表示とすることには疑問

イ) 原産国名等、消費者の選択のために重要な要素となっており、義務表示が適当

なお、

- ・ その他の表示項目については、理化学的検証が全て可能であるのか。
- ・ 社会的検証についてどのように考えるか
- ・ 検証のコストをどう考えるか

参考

重複表示事項について

- ・ 遺伝子組換え食品等複数の法律で義務づけている表示について、どう調整するか

食品表示に関する法律・組織に関する議論について

| 対応案 | 解決される課題 | 留意事項 |
|---|--|---|
| <p>(選択肢1)</p> <p>食品表示法(仮称)を制定し、各法の表示に関する部分を集約する</p> <p>(選択肢1-1)</p> <p>関連する組織、監視体制等も一元化する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・表示項目に関し用語の整理等整合化される ・相談窓口、指導内容の統一が行われる | <ul style="list-style-type: none"> ・一元化のための新しい組織・機構を作ると、行政の肥大化につながる ・食品の安全は、表示と表示以外の手段を両々併せて確保されるものであるが、これらが分断される恐れがある ・安全、品質等多様な視点からの行政を行うことが困難になる恐れがある ・専門的知識を有する行政組織が対応しないと、効率的・的確な監視が困難となる恐れがある |
| <p>(選択肢1-2)</p> <p>関連する組織、監視体制等は現行どおりとする</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・表示項目に関し用語の整理等整合化される | <ul style="list-style-type: none"> ・法律のみを単純に集約しても、木に竹を接いだだけのものとなり、立法論として問題となる恐れがある ・相談窓口、指導内容の統一については、運用レベルで対応することが必要である |
| <p>(選択肢2)</p> <p>消費者の分かりやすさ等表示の基本原則を食品安全基本法(仮称)に盛り込み、その下で具体的な表示に関する事項は、食品衛生法、JAS法で規定する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・表示に共通する基本原則等を明らかにすることができる | <ul style="list-style-type: none"> ・表示項目に関する用語の整理等は別途の手当が必要である |

| | | |
|--|----------------------|---|
| (選択肢3) 現行どおり食品衛生法、JAS法で規定するが、将来にわたっての表示基準を調整する各省共通のシステムを作り各制度間に齟齬が生じないようにする | ・表示項目に関し用語の整理等整合化される | ・効率的で、将来にわたって機能する調整システムとはどのようなものか、検討が必要である ・相談窓口、指導内容の統一については、運用レベルで対応することが必要である |
|--|----------------------|---|

選択肢2と選択肢3は、重複して選択可能である。